

令和3年4月16日

私立学校情報機器整備費補助金（児童生徒1人1台端末の整備事業  
（高等学校段階））に係る質問への回答（案）

標記補助事業に係る事務にご協力いただき、誠にありがとうございます。

現在、受け付けている全般的なご質問への回答を共有いたします。本補助金のご活用にあたって参考としていただければ幸いです。

問 奨学給付金は原則として令和3年度の住民税の額を基礎として対象者を選定するため、原則として7月以降にならないと、対象者となる保護者が当該年度の課税証明書を取ることができない。どのようにして対象者を選定すればよいか。

（答）

1. 当該取扱いは、公立高等学校の端末整備の取扱いに準じて、高校生等奨学給付金の受給者を対象としているものです。
2. ご指摘のとおり、7月1日以降にならないと対象者の特定は困難ではありますが、在校生については、概ね前年度の受給者数から当該年度の受給者数を推計できるものと考えております。また、新入生は前倒し給付による把握も可能であり、募集通知においても、「見込み人数を含む」としているところです。
3. なお、年度内の全ての対象者分を補助対象整備台数とできるよう、算定に当たっては、可能な限り柔軟に対応してまいりたいと考えております。

問 整備台数の上限となる高校生等奨学給付金の受給者数は、令和3年度の受給者数か。令和3年度の数を利用する場合、申請時点では確定値が分からないため、申請後に変更が生じた場合、修正することは可能か。

（答）

1. 交付決定に当たっては、支援が過大にならないよう、当該年度の高校生等奨学給付金の受給者数に限定することとしております。補助対象整備台数の確定時期は、年度途中の家計急変による高校生等奨学給付金の受給者も考慮できるよう、年度末とする予定です。
2. なお、本事業は令和3年度内に契約したものであれば、交付内定前に着手（契約）したものであっても、補助対象となることを申し添えます。

問 令和2年度実績と令和3年度の見込み数のいずれかで事業計画を作成することとなっているが、事業を進める過程で、選択した年度とは異なる年度を選択し直すことは可能か。

（答）

1. 選択し直す必要はありません。当該項目は、補助対象整備台数の変動幅について、あらかじめ把握したく、当該年度か前年度かを確認しているものです。
2. 交付決定に当たっては、支援が過大にならないよう、当該年度の高校生等奨学給付金の受給者数に限定することとしております。補助対象整備台数の確定時期は、年度途中の家計急変による高校生等奨学給付金の受給者も考慮できるよう、年度末とする予定です。